

令和3年 第6回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年6月4日(金) 13時30分
2. 場 所 保内庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

- 事務局長 宇都宮 久昭  
 事務局次長 菊池 二郎  
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について
  - 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件
  - 議案第36号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件
  - 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転) 5件
  - 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権設定) 8件

議案第 39 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	2 件
報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件
追加議案第 40 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 41 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 42 号	八幡浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について	1 件
追加議案第 43 号	八幡浜市農業委員会農地基本台帳等管理規程の一部を改正する規程の制定について	1 件

#### 第 4 協議・連絡事項

- ・ 農業者年金について
- ・ 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の一部修正について
- ・ 6 月あっせん会議の実施について
- ・ 第 7 回農業委員会総会の開催及び総会後の情報交換会について
- ・ 第 7 回農業委員会総会について

#### 5. 会議の概要

事務局長           ただいまから、令和 3 年第 6 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。  
本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。  
それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長           それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長           それでは議事録署名人に「5 番、菊池 英昭委員」、「6 番、西川 久美委員」を指名します。

議 長           それでは付議案件に入ります。  
議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上

程致します。

番号 12 から 16 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 35 号、番号 12 から 16 について一括して説明します。

番号 12、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「289 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に在住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方合意により売買する」。譲受人は「農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は 92a です。

番号 13、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「722 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「譲渡人は、遠方に在住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方合意により売買する」。譲受人は「農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約「120 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

番号 14、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「143 m<sup>2</sup>」、外 6 筆、計「4,742 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に在住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方合意により売買する」。譲受人は「農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」であります。

番号 15、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「439 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に在住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方合意により売買する」。譲受人

は「農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は 92a です。

番号 16、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「505 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「1,424 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に在住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方合意により売買する」。譲受人は「農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は 165.4a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 それでは番号 12 から 16 までを説明を致します。

番号 12、譲渡人の「〇〇〇〇」さんは相続をされましたけれど、住所は〇〇〇〇になります。実のところ、譲受人の「〇〇〇〇」さん、番号 13 の「〇〇〇〇」さんが耕作をしておりました。この際、実際に耕作している人に売り渡すということでございます。

番号 14 の「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんのいところであります。理由は同じで、実際に耕作している人に売り渡すということあります。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 17、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 17 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「143 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢で農業に従事する事が困難な状況であるため、農地を譲り渡したい」。譲受人は「農地を譲り受け、農業に精進したい」であります。

譲受人の経営面積は「4.3a」となっていますが、〇〇〇〇にて約 50 a を耕作していることから、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 それでは番号 5 について説明します。

譲渡人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、以前も「〇〇〇〇」さんから「〇〇〇〇」さんで、この土地の横の土地を購入されております。「〇〇〇〇」さんにお話をお聞きし、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん、子供が同級生だそうです。そのお付き合いで子供さんから「〇〇〇〇」さんに売買という話があって、この契約になったそうです。「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇ですけど、地元におられた方で、再々こちらに帰ってきて野菜などを作ると言っておられます。

よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございましたでしょうか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 18 から 19 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 18 から 19 について一括して説明します。  
番号 18、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「379 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,194 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「〇〇〇〇を処分したい」。譲受人は「申請地が自作地の隣地なので、耕作上便利なため購入する」であります。  
譲受人の経営面積は 381.9a です。  
番号 19、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,923 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「11,993 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「〇〇〇〇を処分したい」。譲受人は「経営規模を拡大するため購入する」であります。  
譲受人の経営面積は 575.9a です。  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは 18 番、19 番について説明します。

譲渡人の「〇〇〇〇」さんですが、昨年 4 月に不慮の事故で亡くなりまして、相続人不在のため、農地を処分したいということで、「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇なんです、とても意欲的な方で〇〇〇〇までは現役でがんばるということでやってくれると思います。

それと番号 19 の「〇〇〇〇」、代表者〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんなんです、息子さんがこちらに帰られまして、益々意欲的なこととなりまして、経営規模まだまだ拡大したいということで、やってくれることとなりました。

この 18 番、19 番の園地なんです、数年前より少し荒れてまして、現在、業者の方でスプリンクラーも止めております。2 人とも苗木からがんばるということで、手を入れてがんばろうかという準備をしております。

よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 20 から 22 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 20 から 22 について一括して説明します。

番号 20、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,201 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「3,771 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「身体障がい者で農業ができないので、農地を譲り渡したい」。譲受人は「農業に挑戦するため、農地を購入

する」であります。

番号 21、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,169 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「2,373 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「疾患があり農業ができないので、農地を譲り渡したい」。譲受人は「農業に挑戦するため、農地を購入する」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回購入する農地が約「61 a」あることから、下限面積に問題はありません

番号 22、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「232 m<sup>2</sup>」、外 4 筆、計「2,477 m<sup>2</sup>」、3 条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「息子が農業経営を始めるため、親の農地を貸し付けたい」。譲受人は「親の農地を借り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は 300a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

1 4 番

それでは番号 20 から 22 まで一括して説明します。

20 番、譲渡人の「〇〇〇〇」さん、何年か前までは山をやられていたんですけど、山で倒れられて、障害が残り農業ができないということで、売りたいということで、地元の知り合いである「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。〇〇〇〇なんですけど、今回農業に挑戦するために農地を購入するというので、本人重機を入れて少し荒れ気味の土地を改修したいということで、やる気になっています。

21 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。疾患があり農業ができないということで、これも知り合いの「〇〇〇〇」さんが売買で農地を購入



したいということで話がまとまっております。

番号 22 番、貸付人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。現在、〇〇〇〇の〇〇〇〇をされて、〇〇〇〇の〇〇〇〇をされています。地元でも有能な農家さんです。その息子さん「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇を 2 年行って卒業して、今年で就農〇〇〇〇年目です。まだまだ勉強不足なので少しまかせて農業に専念させたいということです。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番 23、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 23 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「282 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者がいないので、経営規模を縮小したい」。譲受人は「経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は 255.9a です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 それでは23番について説明します。

譲渡人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。ここの土地は弟さんの土地だったわけですが、弟さんが亡くなって相続を受けていたそうです。それで一時、伊予柑などを作っておりましたが、今は草原みたいになっております。それでここの場所は、譲受人の「〇〇〇〇」さんですが、この土地は「〇〇〇〇」さんの自宅と倉庫のちょうど挟まれた位置にあるので、「〇〇〇〇」さんが売ってくださいと言って話を持ちかけられたそうです。遠い親戚になるそうですが、場所的に住宅地の中みたいなところなので、1aあたり〇〇〇〇円で282㎡ということで、〇〇〇〇円ですかというような具体的な値段を聞いたんですけど、言わないといけないのかみたいなことを言われまして、私もちょっとそこを知りたかったんでみたいなことを言ったら、〇〇〇〇円で買われたそうです。「〇〇〇〇」さんは、倉庫の横なので作物を栽培してもすぐ運べるような便利なところなのでほしかったんじゃないかと思います。この土地を続けて農地としてしっかり作っていきたいと言われましたので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第36号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程致します。  
番号2、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第36号、番号2について説明します。  
今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積 「589 m<sup>2</sup>のうち 196 m<sup>2</sup>」  
です。

農用地区域の除外申し出に至る理由は、「現在の農業用倉庫は自宅敷地内にあるが、手狭となったことと、住宅密集地であり作業効率も悪いことから、他の場所での新たな倉庫が必要となった。申請者が所有する申出地は、経営農地に近く道路に面した平坦地であり、倉庫用地として最適であるため、農業用倉庫を建設し、農業経営の効率化を図りたい」とのことです。

参考資料の1ページから3ページ、変更位置図及び周辺状況図をご覧ください。

申出地は、〇〇〇〇から北北東約300メートル先の農道沿いに位置しています。

4ページと5ページに、土地利用計画図及び建物平面図を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは議案第36号について説明します。

先ほど事務局から説明があったとおり、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、就農〇〇〇〇年目なのですが、今、自宅傍の住宅密集地の倉庫で一生懸命やられております。私の家の3軒隣で「母ちゃん、もうしんどい」という声も聞こえてまいりますが、どうにか大きい倉庫を建てて楽をしたいということで、こういうことになったんだと思いますが、十数年前にお父さんを亡くしておりまして、勤められていたんですが、ほとんどその時に農地を貸していた状態で、現在農地も戻ってきております。農地を貸していた頃は、〇〇〇〇を朝しながら、みかん作りに熱心に取り組む好青年でありまして、手狭な倉庫でがんばっておりましたが、農地と供にリフトなど機械化を行って、作業効率を上げたいということで、選果場からトラックで出荷した場合、5、6分位の距離だと思います。新しい農道に面したやや平坦な場所なので、そこしか「〇〇〇〇」君、土地がないということで、熱心な青年ですので何とか皆様のご理解をいただいて、審議の程よろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。  
番号 41、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第 37 号について説明します。  
番号 41、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「494 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「2,372 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「76 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 2 番 所有権を移転する「〇〇〇〇」さんですけど、夫婦で少し年をとられましたので、自分たちでできる面積でいいかなというようなことを考えておられていたそうですが、新たに〇〇〇〇をでられた隣接する園地を持っておられる「〇〇〇〇」さんの方にこの面積「2,372 m<sup>2</sup>」を〇〇〇〇円で譲渡するというので、この「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇での本当にばりばりです。  
よろしくお願い致します。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 42、事務局の説明を求めます。

事務局 農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「425 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,087 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「261 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

3 番 それでは 42 番について説明します。  
「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、会社勤めをして、兼業で農家をやっていたけど、会社を辞めて、現在も農家をしています。しかし、後継者がいなくて規模を縮小したいということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇、お父さんといっしょに農業を営んでおります。そこで園地について所有権を移転したいということでもあります。  
以上でございます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 43 から 44 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 43 から 44 まで一括して説明します。

番号 43、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,842 m<sup>2</sup>」、外 5 筆、計「7,149 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「32.6 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「32.6 a」となっていますが、今回買い受ける農地を合わせると、約「104 a」となるため、下限面積に問題はありません。

番号 44、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「260 m<sup>2</sup>」、外 7 筆、計「2,445 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「418.5 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番 番号 43、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親戚関係です。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、元々サラリーマンをされておりました、農業はしていないのですけど、「〇〇〇〇」さんの畑を「〇〇〇〇」さんが今まで賃貸で契約しておりました。今回、年をだいぶとってきたということで、売買をしたいということで、親戚で今まで作ってくれていた「〇〇〇〇」さんが買うということになりました。

番号 44、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で数年前から体調を崩しておりました、畑は縮小傾向で、ほとんど作っておりません。5,6 年手が入ってなくて、ほぼ廃園状態です、この畑は。隣の畑が「〇〇〇〇」さんが作っておりました、〇〇〇〇。最近息子さんも〇〇〇〇して、返ってこられて、一緒にばりばりやっております。隣ということで、廃園状態ですけど、どうしてもほしいということで、話がまとまりました。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 45、事務局の説明を求めます。

事 務 局 農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「295 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「135.3  
a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 45 番の説明をしたいと思います。

「〇〇〇〇」さん、年齢は〇〇〇〇。それで「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇なんですけど、この園地は「〇〇〇〇」さんの園地と隣接しています。「〇〇〇〇」さんは年で園地を少しずつ減らしている訳なんですけど、この園地も少し荒れ果てていて、「〇〇〇〇」さんが園内にクローラーを入れたいので譲ってくれないかということを行いましたら、「〇〇〇〇」さんもそれこそ作ってくれということで、金額も無償でいいという話だったんですけど、〇〇〇〇円ということで話になりました。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

- 議 長 続きますして、議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。  
番号 147、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 38 号について説明します。  
番号 147、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,735 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「5,615 m<sup>2</sup>」、新規の解除条件付賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「42.5a」、期間「4 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
「〇〇〇〇」の経営面積は「42.5 a」となっていますが、今回借り受ける農地を合わせると、約「98 a」となるため、下限面積に問題はありません。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 譲渡人「〇〇〇〇」さんですけど、先日救急車で運ばれて、〇〇〇〇〇ということで大変なことになっているんですけど、それまでに話がまとまりまして、「〇〇〇〇」は基本的に地域貢献したいと、そういう意味合いからも常時だいたい 2 人が専属で、選別になると 9 人ぐらいが選果台の上に群がっている状況なので、私どもも指導をしながらやっているのです、大丈夫だと思います。  
以上です。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きますして、番号 148、事務局の説明を求めます。



事務局 番号 148、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,693 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「198.6a」、期間「9年10ヵ月」。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

6番 借り手の「〇〇〇〇」さんは、柑橘栽培に興味があり、1年間〇〇〇〇で研修したのち、〇〇〇〇から本格的にIターンで就農され、現在で〇〇〇〇年目となります。貸し手の「〇〇〇〇」さんの園地でみかんを栽培していますが、晩柑を作りたいと空いている園地を貸すことにしたそうです。荒らさなければ園内道を作っても自由にしてもらっていいとのことでした。  
よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 149、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 149、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「227 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「211.5a」、期間「4年7ヵ月」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、高齢で今回廃業されるということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですけど、「〇〇〇〇」さんの別の畑を賃貸で「〇〇〇〇」君が今作っておられる関係で、この畑を今回「〇〇〇〇」君に声がかかって成立しております。  
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号150、事務局の説明を求めます。

事務局 番号150、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「6,027㎡」、外1筆、計「7,329㎡」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「131.2a」、期間「4年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。現在、常時1人を雇って、収穫時期は4、5人雇って農業をやられているんですが、ちょっと多いので減らしたいということで、地元の「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇、弟さんと母親と3人で経営されています。まだまだ余力があるので、大丈夫だと思います。  
よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 151、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,741 m<sup>2</sup>」、外  
1 筆、計「4,524 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
　　利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
　　利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積  
「144.7a」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。  
　　以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 7 番 　　「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、〇〇〇〇のときに〇〇〇〇におられたので、勤め先は〇〇〇〇ですかと聞いたところ、違います、あれは臨時で他の会社にいるとのことでした。「〇〇〇〇」さんは、たびたび出てこられる新規就農者の方ですが、〇〇〇〇の〇〇〇〇に西宇和柑橘の魅力をもっとという題で写真が掲載されていて、また「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の配信もしていて、私全部見ました。  
　　「〇〇〇〇」さんのこの土地は繋がっておるんですけど、今回「〇〇〇〇」さんについては、〇〇〇〇の件がありましたので、お伺いしておりませんが、がんばってやっておられるようですので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 152 から 153 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 152 から 153 まで一括して説明します。

番号 152、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「564 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「2,879 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「181.2a」、期間「9 年 10 ヶ月」。

番号 153、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「9,203 m<sup>2</sup>」、外 4 筆、計「14,152 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「181.2a」、期間「9 年 10 ヶ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

19 番

152 番の貸し手の「〇〇〇〇」さん、高齢ではございますけども一生懸命農家の方やっておられたんですけど、ちょうど 1 年くらい前に〇〇〇〇で倒れられたというようなことで、借り手の「〇〇〇〇」さん、農家は大変好きなタイプでございますけれど、もうちょっと規模を拡大したいというようなことで、土地を借りることになりました。

それと 153 番の「〇〇〇〇」さん。この方は高齢でございますけども、〇〇〇〇で〇〇〇〇です。貸していた土地が帰ってきたり、〇〇〇〇もあったわけなんですけど、今回規模拡大をしたいという「〇〇〇〇」さんに全園作っていただきたいというようなことでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 154 は再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 154、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「450 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「2,475 m<sup>2</sup>」。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「420.3a」、期間「3 年」。  
以上です。

議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長 ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 39 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程致します。  
番号 12 から 13 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 39 号について説明します。こちらは農地中間管理

機構を通じた貸借となっています。

番号 12 から 13 まで、一括して説明します。

番号 12、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,703 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「206.5a」、期間「4年7ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 13、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,088 m<sup>2</sup>」、外 4 筆、計「13,326 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「2年7ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、今回借り受ける農地が約「133a」あるため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 12、13 を説明します。

12 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。2 年前に山でこけまして、一時入院されておりました。それをきっかけに山を縮小したいということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。2 年前くらいに息子さんも帰ってこられて、一緒に農家をされておりました、今どんどん面積を増やしております。ということで話がまとまっております。

13 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でまだまだ元気なのですが、「〇〇〇〇」さんの考えで、息子さんが〇〇〇〇おられるんですけど、〇〇〇〇とも会社に勤めておりました、もう後を継がないということが決定したとのこと。年をとって、悪くなって、畑を手放したくないということで、話をいただきまして、それだったら研修生を入れて、研修生に継承されてはどうですかという風に持ちかけまして、話がまとまりました。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇で、〇〇〇〇の方から来られて、「〇〇〇〇」さんのところを含めた研修先で 2 年間研修されまして、今年から就農ということで、「〇〇〇〇」さんの畑プラス倉庫とかトラックなども継承という形で「〇〇〇〇」君が借りてやっていくことになりました。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第 5 号について説明します。  
番号 17、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,842 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「3,869 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。  
以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

( 〇〇〇〇委員 退席 )

議長 追加議案がありますので、議案第 40 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。  
番号 4、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 40 号、番号 4 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「202 m<sup>2</sup>」です。  
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
転用目的「駐車場用地」、転用理由、「申請地は既存の農業用倉庫地の隣接地で段差もなく平らなので、フォークリフト作業のできる駐車場用地として使用したい」とのことです。

参考資料の1ページと2ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から西に約600メートル先に位置しています。申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、農地区分は「第1種農地」となり、転用は原則不許可となります。

ただし、農地法の運用通知の例外規定により、今回は農業用倉庫と一体利用する農作業用の駐車場用地ということですので、「農業用施設」に該当することから、本案件は転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

なお、この案件につきましては、3,000㎡以下の優良農地に該当するため、農地部会において審議しています。

本会議にてご審議いただき、適当と認めていただきましたら、今月の30日に予定されている県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、その後、県に進達する運びとなります。

参考資料の3ページから4ページに、地番地目図及び土地利用計画図を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で現在、農業の方もしっかりとがんばってやっております。今回の申請なんですけど、先ほど事務局より説明がありましたが補足として、この地図では語弊があるようにみえますけど、若干傾斜がありまして、倉庫の前も傾斜になっております。だからフォークリフトの使用がなかなか難しいところもありますので、今回、駐車場を新設したいということですので、よろしくお願ひします。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地部会長より報告をお願いします。

4番 それでは報告致します。

ただいま「〇〇〇〇」さん申請者、〇〇〇〇であります。農地部会を開催致しまして、ただいま報告がありました事務局並びに地元委員の意見を聞かせてもらいまして、協議しました結果、転用理由には間違いはないということで、許可をしたらいいということの決まりとなりましたので報告致します。



議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

( ○○○○委員 着席 )

( ○○○○委員 退席 )

議 長 続きまして、議案第 41 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。  
番号 7、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 41 号番号 7 について説明します。  
農地の所在「○○○○」、地目現況「宅地」、面積「257 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。

譲渡人「○○○○」、「○○○○」、「○○○○」です。

譲受人「○○○○」、「○○○○」、「○○○○」です。

転用目的「農業用倉庫用地」、転用理由、「収穫用のコンテナ置場、収穫した果実、加工用の果実の一時置場、加工したジュースの製品置場が必要であるが、既存倉庫では手狭なので、倉庫を創設したい」とのことです。

参考資料の 5 ページと 6 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、○○○○から北へ約 300 メートル先の○○○○沿いに位置しており、農地としては、農業振興地域外にある「小集団の生産性の低い農地」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「他のいずれの区分にも該当しない農地」に該当するため、「第 2 種農地」となります。

この第 2 種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に、他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

ただ、この土地につきましては、昭和 60 年頃に既に農業用倉庫が

建てられており、違反転用となっておりましたので、農地部会において審議しています。

参考資料の7ページから8ページに、地番地目図及び配置図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 今回の「〇〇〇〇」さんの土地ですが、早い話、農協にお金を借り、抵当に入っていて、それを今回「〇〇〇〇」さんが購入されることになりました。その土地が違反転用であるということですが、「〇〇〇〇」さんがしたわけではございません。また「〇〇〇〇」さんも始末書を書かれ、深く反省されておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地部会長より報告をお願いします。

4番 それでは第2点目の案件につきまして、これはただいま事務局及び地元委員の説明にありましたように、〇〇〇〇がということで今始末書ということもありましてけれど、これを慎重審議しまして、ご意見も無く、全員一致で許可したらいいのではないかとということでありましたので報告致します。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

( 〇〇〇〇委員 着席 )

議 長 続きまして、議案第42号「八幡浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

及び議案第 43 号「八幡浜市農業委員会農地基本台帳等管理規程の一部を改正する規程の制定について」を一括して上程致します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 42 号及び第 43 号を一括してご説明します。

議案第 42 号及び第 43 号は、いずれも農業委員会における行政手続き等の押印見直しに伴う規則、規程の改正です。

議案第 42 号「八幡浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明します。

押印を求める手続きの見直しに伴い規則を改正するもので、様式第 1 号から第 3 号までの様式中の「丸印」の文字全てを削るものです。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行するとしております。

参考資料の 9 ページから 11 ページに、新旧対照表を掲載していますのでご確認ください。

続きまして、議案第 43 号「八幡浜市農業委員会農地基本台帳等管理規程の一部を改正する規程の制定について」をご説明します。

こちらも同様に、押印を求める手続きの見直しに伴い規程を改正するもので、別記様式中の「印」の文字 2 カ所を削るものです。

なお、附則において、この規程は公布の日から施行するとしております。

参考資料の 12 ページに、新旧対照表を掲載していますのでご確認ください。

これらの議案については、農業委員会の規則及び規程の一部改正のため、農政部会において審議しています。

以上です。

議長

農政部会を開催しておりますので、農政部会長より報告をお願いします。

12 番

農政部会の方で、国の押印の省略、行政も省略ということで、進んでおりますので、このようにやったらどうかということで話をしました。

よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時45分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年6月4日

会 長 大本 定一

議事録署名人 菊池 英昭

議事録署名人 西川 久美